

*“Sesquicentenario de la Epopeya Nacional 1864 - 1870”*



*Embajada de la República del Paraguay en Japón*

日本国籍で一般旅券保持者がパラグアイで 90 日以上滞在する場合、パラグアイ移民局でのみ短期/長期滞在ビザを申請することが可能です。

パラグアイ移民法第 6984/2022 号に基づき、申請に必要な書類は以下の通りです：

1. 申請書（パラグアイ移民局の申請窓口のみにて入手可能）
2. 有効なパスポート
3. 出身国の警察署から発行された犯罪経歴証明書。過去 3 年間海外で居住した場合、その国の警察署から発行された犯罪経歴証明書。14 歳未満である場合、この義務は除外される
4. 出生証明書（戸籍謄本：一人につき一部）
5. 職業免許又は職業証明書（任意）
6. その他（パラグアイ移民局のウェブサイトにて確認）

日本で発行される書類（犯罪経歴証明書、戸籍謄本等）は日本国外務省でアポステイーユを取得した後、パラグアイの宣誓翻訳者によって翻訳される必要があります。